

第2回生協制度見直し検討会 資料【本冊】

2006年9月4日

全労済

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

第2回生協制度見直し検討会 資料【本冊】

はじめに	P. 1
I. 共済生協の現状	P. 2~P. 3
II. 共済生協の課題	P. 4
III. 生協制度見直しに向けての基本的な考え方	P. 5
IV. 具体的な要望事項のポイント	P. 6

現在、国民の生活は大きく変化してきています。

日本の社会は、少子高齢・人口減少に向けて急速に変化しています。また、非正規社員の急速な増大や社会保障制度の見直し・可処分所得の減少など、勤労者・生活者のくらしをめぐる状況はいつそう厳しさを増し、生協の組合員の一人ひとりが、それぞれのライフステージ、ライフスタイル、家族構成などを背景に、日々のくらしや将来のくらしに大きな不安を抱えています。

このような勤労者・生活者を取り巻く環境の変化に伴い、公助、自助、共助のバランスのとれた社会システムの充実が、益々必要となってきています。なかでも、国民生活の安定と向上をはかるためには、相互扶助による助け合いの仕組みの一層の発展が求められています。

組合員に関わる保障は、死亡、医療、老後、住宅・家財、自動車等、広範囲にわたり、それに応じて、きめの細かいサービスの提供と多様な保障要求が、組合員の切実な要望として上がっています。

また、就業時間や雇用環境の急激な変化の中で、生活様式の多様化に応じた事業の展開も求められています。それにより、スピーディな共済制度の開発、共済利用の利便性の向上など、組合員の新しい、多様なニーズに的確に応える必要があります。

生協は、消費者のくらしを守るために消費者自身が協同して作った組織です。私たちはこれまでも組合員・契約者の立場に立った事業運営に努めてきました。今後も、このような事業運営を維持、発展させていかなければなりません。そうした視点から、共済生協グループでは、契約者保護、経営の健全性の一層の強化に向けて、「契約者保護のための自主基準」（詳細は参考資料P. 1～P. 8参照）を策定するなどの具体的な対策を自主的に進めています。

共済事業実施生協の組合員は、今や5, 388万人を有する規模になりました。それに伴い、社会的な役割も益々高まってきています。一方で、職域から地域さらには共済生協の規模、種類によって多様化しています。こうした実態を踏まえて、共済生協と組合員の現状に相応しい組織づくりや事業運営の確保が求められています。

組合員・契約者および社会の信頼に応える共済事業として発展していくためには、協同組合の共済事業の役割とあり方も見据えて、生協法の改正を積極的に捉え、事業責任を果たしていく必要があると考えます。

- ◇協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体であり、人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや願望を満たす事を目的としています。
- ◇所有と管理が民主的に行なわれるということから、民間事業会社や政府の関与する事業などとは異なる相互扶助の事業体であるといえます。
- ◇協同組合は、参加と民主主義を基礎とした事業運営（組合員が出資し、運営参加し、事業利用するという原則）と活動を通じて、人々の経済的・社会的生活の改善、維持・向上を大きく助ける役割を持っています。
- ◇「組合員への最大奉仕、非営利の原則（法第9条）」にもとづき、手ごろな掛金で良質な保障を提供し、国民の生活、福祉の向上に寄与していると同時に、大きな支持をいただき、現在、共済事業実施組合の組合員は5,388万人（第1回生協制度見直し検討会資料）にも達しています。これは、経済のグローバル化が進行するなかで、「人と人との助け合い」という共助の精神（システム）が、広く社会、国民に支持されていることを実証しています。少子高齢化の進展や人口減少社会への突入により、社会保障制度への影響が大きくなって来るなかで、今後は、自立しながら人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う社会が益々必要となります。

< 共済事業の状況 >

①生活協同組合は、購買事業、利用事業、共済事業等、多様な事業を実施しています。

②共済生協の実態は、個別生協ごとに多種多様となっています。

- ・事業規模では、総資産が10億円未満の組合が多数存在する一方、1000億円を超える大規模組合も存在します。
- ・事業内容も、短期共済（生命、火災）のみを実施している組合が多数存在する一方、短期共済から長期共済、さらには生命保障から損害保障まで総合的に事業を実施している組合も存在します。
- ・事業の対象範囲についても、職域を事業範囲とする組合と地域を事業範囲とする組合が存在しています。

③全労済では、生協原則にもとづき、地域福祉や教育、文化の向上のための活動や、自然環境保全のための活動など、社会的責任を果たすことに努め、様々な社会、地域貢献活動を積極的に進めています。

・介護サービス事業

2005年度（2006年5月末現在）、全国21ヶ所で介護保険の事業者指定を受け、居宅介護支援事業、ホームヘルプサービス事業などを行う在宅介護サービスセンターを開設し、各県の実情に応じたサービスの提供を実施しています。

・ホームヘルパー養成講座

介護サービス事業展開にともなう人材育成の取り組みと社会貢献活動として、1992年度からホームヘルパー養成講座を開催し、2005年度（2006年5月末まで）に、1級218名、2級8,446名、3級6,349名で合計15,013名を養成しています。

・助成活動

全労済の組合員による自発的・自主的な環境活動を支援することを目的に行っています。身近な環境を守る活動や環境問題に対する意識向上につながる活動等を対象として1992年から継続して実施し、2006年は88団体、29,408,320円の助成を実施しました。（14年間で、延べ904団体、約4億9500万円の助成を行っています。）

・全国各地で、福祉・環境をテーマにした多様な活動を行っています。

例）・福祉施設、児童擁護施設で人形劇を開催。

・市民救命士の育成、10回計290名参加。

・小学生作文版画コンクール（県内80の小学校から作文1,064点、版画1,876点応募）

・ライフセービング協会への支援、資格取得や活動支援。

・全労済絵画コンクールとして21年間実施。対象は、県内の小学生。2005年は、応募点数8,098点。

・「全労済ファミリースケッチ大会」開催。参加者2,700名。

その他、各県において、多様な活動を行っています。

II. 共済生協の課題

共済生協を取り巻く環境

国民（組合員）を取り巻く生活環境の変化

- ◇ 少子高齢化
- ◇ 非正規社員の急速な増大
- ◇ 雇用環境、就労形態の多様化
- ◇ 暮らしや家計の見直し
- ◇ 高度情報化社会の進展 など

法制定から約60年経過

- ◇ 国民の生活環境変化に伴うリスクの変化・多様化
- ◇ 生協組織の拡大
- ◇ 生協共済の保障領域の拡大
- ◇ 益々求められる相互扶助としての共助 など

金融の自由化と規制緩和

- ◇ 国民生活の暮らしと安心を保障する共済事業の発展
- ◇ 組合員からの多様な保障ニーズと共済への期待の高まり
- ◇ 契約者保護、経営の健全性の確保 など

主な課題

◇ 共済事業の信頼・安心を高めるための組合員（契約者）保護の更なる充実

◇ 経営の健全性の更なる確保

◇ 今日の生協にふさわしいガバナンス体制の構築

◇ 組合員ニーズを反映した共済制度の開発・改定の迅速化および保障内容の拡充と資産運用の弾力化

◇ 組合員の利便性の向上やニーズに対応できる事業運営の確保

◇ 組合員（契約者）保護とリスク分散を図るための再共済・再保険機能の充実

Ⅲ. 生協制度見直しに向けての基本的な考え方

協同組合の原則を尊重し、組合員にとって必要で有益な法改正の実現を基本とし、情勢の変化に対応した事業運営を行なうことができるよう規定の整備を求めます。

1. 新ICA原則（協同組合のアイデンティティに関するICAの声明）にもとづく、組合員による自治を基本とし、協同組合の特性をいかした運営が維持、発展されるよう、法改正を求めます。（詳細は「解説編P.1」を参照）

2. 組合員に信頼される保障の生協として社会的責任を果たすため、情報開示や組合員（契約者）保護の更なる充実、経営の健全性の確保の視点から改正を求めます。

3. 社会的責任も大きくなった今日の生協にふさわしいガバナンス体制を構築するための改正を求めます。

4. 高度情報化社会の進展や生活圏の拡大、交通網の発達など情勢の変化に対応し、組合員の利便性やニーズに対応できる事業運営を確保するための規定の整備を求めます。

IV. 具体的な要望事項のポイント

情報開示や組合員（契約者）保護および経営の健全性の更なる充実、確保 （詳細は「解説編P.2～P.3」を参照）

- ◇ 契約者保護の観点から、重要事項の説明など共済推進や契約締結に関するルールを明確に法定化するとともに、クーリングオフ制度の法定化などが必要と考えます。
- ◇ 経営の健全性の確保の観点から、諸準備金の積立の法定化などによって資本基盤の整備を図る必要があると考えます。あわせて、一定規模以上の共済事業を行なう生協について最低出資金制度などを設けるとともに、経営情報の開示制度の充実などが必要であると考えます。
- ◇ 経営破綻等への対応の観点から、自賠責共済以外でも共済事業の譲渡や共済契約の包括移転などをできるようにする必要があると考えます。

今日の生協にふさわしいガバナンス体制の構築 （詳細は「解説編P.4」を参照）

- ◇ 権限や責任を明確にするため、理事会一代表理事制の導入が必要であると考えます。
- ◇ 透明な運営を確保するために、員外監事を配置できるような見直しが必要であると考えます。
- ◇ 相当規模以上の生協に対して、公認会計士・監査法人等の外部監査の導入も必要であると考えます。
- ◇ 共済計理人による関与・確認業務等、長期にわたる共済事業の健全性を支える仕組みの構築が必要であると考えます。

組合員の利便性の向上やニーズに対応できる事業運営の確保 （詳細は「解説編P.5～P.6」を参照）

- ◇ 組合員の利便性の向上やニーズの多様化に対応し、適正な共済の推進を確保するため、共済代理店に関する規定の整備を要望します。
- ◇ 多種多様な組合員ニーズに柔軟な対応が可能となる事業運営の確保を要望します。
- ◇ 組合員ニーズに迅速に対応するため、共済金の最高限度の撤廃や事業認可手続の簡素化、資産運用規制の撤廃などの規制緩和を要望します。
- ◇ 組合員保護と共済リスクの分散を図るために、再共済・再保険機能の拡大などの規制緩和を要望します。
- ◇ 生活経済圏の拡大に対応した県域制限の緩和や合理的な理由にもとづく員外利用規制の緩和を要望します。